

政府が行うデータ提供の類型

○ 統計法における第三者提供の枠組みにおいては、まず政府において収集したデータを用いた基本資料を作成した上で、第三者利用に供するための基本データセットを作成している。

レセプト情報・特定健診等情報データベースにおいても、政府における基本資料及び第三者提供にあたっての基本データセットの作成を行うことが、今後、考えられる。

類型	概要	現行の例	レセプト情報・特定健診等情報データベース
①政府統計資料として公表するもの	政府において収集したデータに基づいて統計資料等を作成しHP等で公表	政府基幹統計など。	
②基本データセットを作成し提供するもの	個票ベースの基本的なデータセットをあらかじめ作成し、申出に基づいて提供。	統計法の調査票情報、匿名データの提供	
③求めに応じた集計等を行うもの(オーダーメイド)	基本データセットから申出に基づき集計した情報を提供。	統計法のオーダーメイド集計	
	個票ベースのデータを個別の申出毎に匿名化処理等を行い個票又は集計表で提供。	—	○

基本資料・基本データセットの作成について留意点

○ 他の厚生労働省作成の統計との関係

社会医療診療行為別調査や「医療費の動向(メディアス)」などとの関係に留意し、レセプト情報・特定健診等情報データベースの抽出条件、データ内容・性格を踏まえた上で検討する必要。

○ 利用者におけるニーズの把握

今後のレセプト情報等の試行的提供等において、学術研究への利用としてどのようなデータセットが必要とされているのか、ニーズ把握を行う必要。

○ レセプト情報・特定健診等情報データベース自体の制約

現在のレセプト情報・特定健診等情報データベースには、様々な制約や今後、改良が求められる項目があり、これらの点にも留意する必要。